平成２３年（フ）第３２６２号
札幌市中央区北14条西18丁目１番８―201号
債務者　國本八重子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４１６号
札幌市西区発寒15条４丁目10番５号　プレジデント発寒102号
債務者　小山　吉広
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４３６号
札幌市手稲区前田７条10丁目９番13号　桧葉ハウス205号
債務者　舘田由記夫
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４３９号
札幌市北区新琴似６条10丁目２番16号
債務者　堀野　和枝
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４６９号
札幌市豊平区月寒中央通３丁目４番14―403号
債務者　川口　明美（旧姓山岸・斉藤）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４９６号
北海道千歳市白樺５丁目５番地の10
債務者　小山つぐみ
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４９８号
札幌市手稲区前田５条14丁目１番７号　コーポ栄11号
債務者　伊藤　恵子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５２０号
札幌市東区北22条東10丁目１番５号　キラメック元町２号館203号
債務者　林　　昌史
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５５９号
札幌市豊平区月寒東５条14丁目５番18号　コーポ岩本203号
債務者　丸山　理英
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５７１号
札幌市西区宮の沢１条３丁目９番10号　ビューフラット宮の沢105号
債務者　粟田　朋代
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３号
札幌市中央区南８条西13丁目２番15号　レジデンスふれあい107号
債務者　佐藤　麻紀
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８号
札幌市白石区平和通17丁目南３番30―205号
債務者　柴山絵里香
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０号
札幌市白石区東札幌５条２丁目１番15号　スペース栄ハイツ２号
債務者　遠藤　光夫
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８号
札幌市厚別区厚別中央１条６丁目２番11―502号
債務者　田中　昭子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４９号
札幌市厚別区厚別中央１条６丁目２番11―502号
債務者　田中美知代
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３１号
青森県弘前市大字高野字山元21番地２
債務者　佐々木彩乃
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第４３９号
群馬県藤岡市神田1138番地
債務者　坂本　忠幸
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部